熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準(概要版)

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

 事業所名称:社会福祉法人 藤崎台童園
 種別:児童養護施設

 代表者氏名:理事長 尾里 一清 (管理者) 園 長 北村 直登
 開設年月日:昭和24年3月1日

 設置主体:社会福祉法人 藤崎台童園
 定員:64名

 経営主体:社会福祉法人 藤崎台童園
 (利用人数 55名)

 所在地:〒860-0007 熊本県熊本市中央区古京町3-5

 絡先電話番号:096-352-5063
 FAX番号:096-352-5445

 ホームページアドレス
 http://www.fujisakidaidoen.biz/

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
児童養護事業、子育て短期支援事業	児童福祉施設合同キャンプ、児童養護施設球技大会、海水浴、 クリスマス会、ナイトハイクなど
居室概要	居室以外の施設設備の概要
本園は男女別7ホーム(うち小規模グループ	
ケアホーム3ホーム)、地域小規模児童養護	厨房棟、事務室、幼児保育室、心理室
施設1ホーム	

2 施設・事業所の特徴的な取組

- ○地域との交流や地域貢献に積極的に取組まれています。校区自治協議会、社会福祉協議会、民生・児童委 員協議会などの地域の関係機関との連携が積極的に行われ、老人クラブ等への施設の会議室の貸し出しも 行われています。また、地域の単身高齢者や高齢者夫婦を対象として、校区社会福祉協議会が行っている 月1回の「ふれあい弁当」の調理及び配食拠点までの配達も行っています。このほか、週1回の小学校児童 の登下校時の見守り活動も施設職員が担当しています。
- ○子どもと卒園児の交流が密に行われ、子どもたちに好影響を与えています。2013年に卒園児を中心に設立された後援会の活動が活発に行われており、子どもたちとの交流や園歌の策定、広報誌も発行されています。これにより、先輩たちの思いが子どもたちや地域に伝わり、子どもたちには好影響を与えています。
- ○施設独自の「資格取得並びに研修受講に係る支援制度」が平成27年度5月より施行されており、職員1人当たり年1回10万円を上限とした支援が行われています。施設職員が保育士資格取得のために当該制度を活用している実績があり、職員の福利厚生並びに自己研鑽に寄与しています。

3 評価結果総評

◆特に評価の高い点

- ○国の施策に従って施設の小規模化や家庭的養護を積極的に推進し、そのことを前提とした中・長期にわたる施設整備計画や組織整備計画が策定されています。とりわけ、直接処遇職員の確保には力が注がれています。
- ○施設の「職員業務必携」(平成28年4月改訂版)が作成されています。この1冊に施設の中・長期計画や事業計画、生活のしおり、各種マニュアル、児童アセスメント様式などが幅広く網羅されており、概観性と詳細性に優れた職員用ガイドブックとして活用されています。
- ○心理療法担当職員と子どもたちとの関わりが多くみられ、心理的ケアが充実しています。心理士と家庭支援専門相談員を始めとした職員との繋がりも強く、心理的ケア及び退所間近の子どもたちとの良好な関わりが認められます。

◆改善を求められる点

- ○養育並びに支援の標準的実施方法の検証や見直しの仕組みが確立されていませんし、自立支援計画を緊急 に変更する場合の仕組みも整備されていません。より良い養育・支援を実現するためにはこれらの整備が 必要であると考えられますので、具体的な仕組みが早期に整備されることが望まれます。
- ○施設運営の基本理念並びに児童処遇の基本方針が明文化されていますが、その周知方法に課題が認められます。基本理念並びに8項目で構成された基本方針は業務にあたる職員の指針となるべきものと明確に位置づけられ、年度初めの職員会議において職員に対して説明されていますが、子どもや保護者などへの周知が不十分である点が複数職員から指摘されていますので、課題解消に向けた今後の取組みが望まれます。
- ○「働きやすい職場づくり」を実現するために解消すべき課題が認められます。
 - 施設としての継続的な取組は事業計画などで確認されましたが、職種間での業務負担の違いや住込み職員 と通勤職員の格差などの改善を求める声が複数職員から聞かれ、課題の解消には至っていません。働きや すい職場づくりのためには、職員の不公平感を軽減することが必要となりますので、課題解消に向けた今 後の取組みが望まれます。
- ○養育並びに支援の標準的実施方法の検証や見直し及び自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みに課題が何われます。

より良い養育・支援を実現するためにはこれらの整備が必要であると考えられますので、具体的な仕組みが早期に整備されることが望まれます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント(400字以内)

(H29. 6. 13)

今回で2回目の第三者評価受審となり、前回にご指摘受けた部分の改善に取り組んだ結果、今回の受審で評価していただき嬉しく思います。また、それと同時にご指摘を受けたことで新たな課題も見えてまいりました。特に自立支援計画については、より良い養育・支援を実現するためにも早期に取り組んでまいりたいと思います。今回の評価を基に改善すべき点を改善し、職員一丸となってより良い施設作りに努めてまいりたいと思います。

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

-般社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業

②評価調査者研修修了番号

\$15073 14-008 08-017

③施設名等

 名
 称:
 藤崎台童園

 種
 別:
 児童養護施設

施設長氏名: 北村 直登

定 員: 64名

所 在 地: 熊本県熊本市中央区古京町3-5

T E L : 096-352-5063

【施設の概要】

開設年月日 1949/3/1

経営法人・設置主体 (法人名等) : 社会福祉法人藤崎台童園

職員数 常勤職員 : 28名

職員数 非常勤職員 : 7名

専門職員の名称(ア) 保育士・指導員

上記専門職員の人数: 25名

専門職員の名称(イ) 基幹的職員

上記専門職員の人数: 1名

専門職員の名称(ウ) 家庭支援専門相談員

上記専門職員の人数: 2名

専門職員の名称(エ) 里親支援相談員

上記専門職員の人数: 1名

専門職員の名称(オ) 心理療法担当職員

上記専門職員の人数: 1名

専門職員の名称(カ)

上記専門職員の人数:

施設設備の概要(ア)居室数: 中舎制4ホーム、小規模グループケアホーム3ホーム、地域小規模児童養護施設1ホーム

施設設備の概要(イ)設備等: 部屋数110,幼児保育室、厨房棟、事務室、連絡会室、医務室、会議室

施設設備の概要(ウ): 心理室、面接室、プレイルーム、図書室

施設設備の概要(エ):

④理念·基本方針

【施設の基本理念】

- ①子どもたちの最善の利益を基本として養護を行います。
- ②子どもたちの権利を守り、生きる力(自尊感情)を育みます。
- ③子どもたちのよき伴走者としてともに歩み、ともに成長します。
- ④子どもたちに望ましい家庭像をさし示し、虐待の連鎖を防ぎます。
- ⑤施設も社会の一員としてすべての子どもの子育ち、子育てを支えます。

【児童処遇の基本方針】

社会的養護を担う施設として、保護者の適切な養育を受けられない子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援するとともに、養育に困難を抱える子ども家庭への支援を行います。

⑤施設の特徴的な取組

〇地域との交流や地域貢献に積極的に取組まれています。校区自治協議会、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などの地域の関係機関との連携が積極的に行われ、老人クラブ等への施設の会議室の貸し出しも行われています。また、地域の単身高齢者や高齢者夫婦を対象として、校区社会福祉協議会が行っている月1回の「ふれあい弁当」の調理及び配食拠点までの配達も行なっています。このほか、週1回の小学校児童の登下校時の見守り活動も施設職員が担当しています。

〇子どもと卒園児の交流が密に行われ、子どもたちに好影響を与えています。2013年に卒園児を中心に設立された後援会の活動が活発に行われており、子どもたちとの交流や園歌の策定、広報誌も発行されています。これにより、先輩たちの思いが子どもたちや地域に伝わり、子どもたちには好影響を与えています。〇施設独自の「資格取得並びに研修受講に係る支援制度」が平成27年度5月より施行されており、職員1人当たり年1回10万円を上限とした支援が行われています。施設職員が保育士資格取得のために当該制度を活用している実績があり、職員の福利厚生並びに自己研鑽に寄与しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2016/11/30
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2017/5/19
受審回数	1回
前回の受審時期	平成25年度

(7)総評

◇特に評価が高い点

- 〇国の施策に従って施設の小規模化や家庭的養護を積極的に推進し、そのことを前提とした中・ 長期にわたる施設整備計画や組織整備計画が策定されています。とりわけ、直接処遇職員の確保 には力が注がれています。
- 〇施設の「職員業務必携」(平成28年4月改訂版)が作成されています。この1冊に施設の中・長期計画や事業計画、生活のしおり、各種マニュアル、児童アセスメント様式などが幅広く網羅されており、概観性と詳細性に優れた職員用ガイドブックとして活用されています。
- 〇心理療法担当職員と子どもたちとの関わりが多くみられ、心理的ケアが充実しています。心理 士と家庭支援専門相談員を始めとした職員との繋がりも強く、心理的ケア及び退所間近の子ども たちとの良好な関わりが認められます。

◇改善が求められる点

〇施設運営の基本理念並びに児童処遇の基本方針が明文化されていますが、その周知方法に課題 が認められます。

基本理念並びに8項目で構成された基本方針は業務にあたる職員の指針となるべきものと明確に位置づけられ、年度初めの職員会議において職員に対して説明されていますが、子どもや保護者などへの周知が不十分である点が複数職員から指摘されていますので、課題解消に向けた今後の取組が望まれます。

○「働きやすい職場づくり」を実現するために解消すべき課題が認められます。

施設としての継続的な取組は事業計画などで確認されましたが、職種間での業務負担の違いや 住込み職員と通勤職員の格差などの改善を求める声が複数職員から聞かれ、課題の解消には至っ ていません。働きやすい職場づくりのためには、職員の不公平感を軽減することが必要となりま すので、課題解消に向けた今後の取組が望まれます。

〇養育並びに支援の標準的実施方法の検証や見直し及び自立支援計画を緊急に変更する場合の仕 組みに課題が伺われます。

より良い養育・支援を実現するためにはこれらの整備が必要であると考えられますので、具体的な仕組みが早期に整備されることが望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で2回目の第三者評価受審となり、前回にご指摘受けた部分の改善に取り組んだ結果、今回の受審で評価していただき嬉しく思います。また、それと同時にご指摘を受けたことで新たな課題も見えてまいりました。特に自立支援計画については、より良い養育・支援を実現するためにも早期に取り組んでまいりたいと思います。今回の評価を基に改善すべき点を改善し、職員一丸となってより良い施設作りに努めてまいりたいと思います。

9第三者評価結果(別紙)

(別紙)

第三者評価結果(児童養護施設)

共通評価基準(45項目) I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念•基本方針

(1)理念、基本方針が確立・周知されている。	
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている	。 b

○施設運営の基本理念並びに児童処遇の基本方針が明文化されていますが、その周知などに課題が認められます。

法人運営の基本理念をベースとして策定された施設運営の基本理念並びに基本方針は生活のしおり、職員業務必携、ホームページ、事業計画などそれぞれに明文化されています。8項目で構成された基本方針は、より具体的な内容となっており、業務にあたる職員の指針となるべきものと位置づけられます。これらは年度初めの職員会議において職員に対する説明が行われていますが、子どもや保護者などへの周知が不十分であるという意見が複数の職員から出されていますので、今後解消すべき課題であると考えられます。

2 経営状況の把握

(1)		第三者 『価結果
	① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	а

〇施設経営状況や施設経営を取り巻く環境が客観的に把握され、的確な分析がなされています。 事業報告には月別の措置児童数の状況や各事業の実施状況、卒園生の進路、固定資産物品の購入 実績などが詳細に記載されています。これらのデータを前提として策定・明文化された施設整備計 画、組織整備計画並びに人材育成計画は具体性に富んでいると認められます。当該項目についての 職員の自己評価において、約8割の職員の肯定的な回答が見られました。

b

〇経営課題が反映された施設整備計画並びに組織整備計画が策定され、具体的取組が進められつつ あります。

各ホームの小規模化を前提として様々な計画が策定され、施設の有する経営課題についての解決や改善が図られています。他方で、勤務時間の問題や周知が行き渡っていない状況を訴える複数職員の声も聞かれます。各ホーム会への施設長の参加や同期の職員によるミーティングの開催などを通じて、職員の意見を直接吸い上げることのできる試みが計画されていますので、そのような機会を通じて、施設の有する様々な課題を職員に周知し、共有されることが望まれます。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者 評価結果

(1) 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

a

〇施設の中・長期的ビジョンが明確化された上で、具体的な中・長期計画が策定されています。 法人の運営理念、施設の基本理念並びに児童処遇の基本方針を踏まえた中・長期計画が策定されています。行政指導に基づく家庭的養護の推進の観点から、将来的にはユニットケア3ホーム、施設敷地内グループホーム2ホーム、地域小規模児童養護施設2ホーム、ファミリーホーム1ホームという全8ホーム体制とすることが明記され、このような施設整備に基づく組織整備計画並びに人材育成計画、職員研修計画が具体的に策定されています。当該計画の変更の有無などについては、毎月開催される職員会議の中で確認がなされています。

(2) 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

〇中・長期計画を踏まえた単年度計画は策定されていますが、数値目標や具体的成果の設定には 至っていません。

単年度計画には、月別指導計画や児童並びに職員の年間行事予定表などが明記されています。中・長期計画の中でも、直接処遇職員についての単年度の配置計画が具体化されていますが、単年度計画におけるそのほかの事項については、具体的な数値目標や具体的成果が設定されているとは言い難い状況です。数値化された単年度計画を策定することによって、実施状況についての客観的評価が行われることが望まれます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

○策定された事業計画の実施状況が把握され、必要に応じて評価や見直しが行われていますが、職員の理解を促す為の取組が望まれます。

施設長や主任保育士、主任指導員などが中心となって事業計画が策定され、職員会議などの場で職員への周知がなされています。しかしながら、「現場職員の意見が取り入れられているか不明である」、「事業計画についての説明が不足している」、「職員の理解が促されているのかわからない」といった複数職員の声が聞かれますので、職員の参画や意見の集約並びに職員の理解を促す為の取組に着手されることが望まれます。

② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。

〇毎月行われるホーム長会などの機会を利用して、毎月の目標や反省などが施設長やホーム担当職 員から子どもたちへ伝えられていますが、保護者への説明には課題が伺えます。

各ホームから2名の子どもが参加するホーム長会において、施設長が年度目標や毎月の目標・反省などの周知が図られ、すべての子どもたちが参加する全体会議においては、子どもが理解できる範囲で施設整備などについて伝えられており、会議録にはそれらの記録が残されています。児童養護施設ゆえ、保護者会などの開催が困難であり、事業計画を保護者に説明することができていませんので、今後の工夫が必要であると考えられます。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。第三者
評価結果① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。b

○養育・支援の質の向上のための取組が組織的に行われていますが、PDCAサイクルの構築については不十分となっています。

全職員が3~4グループに分かれて各々の自己評価結果を省みて、b評価やC評価項目についての改善策が話し合われています。職員の階層別研修会への参加にも積極的に取組まれ、質の向上が図られていることは評価できますが、PDCAサイクルが明記されたマニュアルの整備や養育・支援内容の組織的評価を行う体制整備が望まれます。

② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

h

b

h

○評価結果に基づいて施設として取組むべき課題が明確化され、改善策が計画的に実施されていますが、必要に応じた改善計画の見直しには至っていません。

平成25年度の第三者評価受審後に「食生活において改善が求められる点」が職員会議で諮られ、 グループ討議が行われています。他方、職員参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みや必 要に応じた改善計画の見直しの仕組みは構築されていませんので、今後の取組が望まれます。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果	
		① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
ı		1 + 2 = 4 + 1 1 + 1 + 2 + 4 + 1 1 + 2 + 3 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4 + 4	44 L U. =

〇施設長は自らの役割と責任を表明していますが、平成28年度当初に就任直後に発生した熊本地震 の影響もあり、自らの職務分掌などを文章化して周知するまでには至っていません。

施設長自らの役割と責任については施設の後援会報誌「風見鶏通信」に掲載されていますが、職務分掌等の文章化と職員会議などでの周知が十分ではありませんので、今後の改善が望まれます。 施設長不在時の補佐役については職務分担表に明示され、施設のガバナンス強化に取組まれています。

② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

〇法人の運営理念に「コンプライアンス(法令順守)の徹底」が明記されるとともに、利用者のプ ライバシー保護や被措置児童虐待防止などについての園内研修が実施されています。

人材育成計画には10項目で構成された「職員倫理綱領」が明記されており、施設としてのコンプライアンス重視の姿勢が伺えます。他方、法令順守のための具体的な取組の不明確さを指摘する職員の声が聞かれますので、今後の改善が望まれ、幅広い分野における順守すべき法令などを施設長が把握することも期待されます。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

〇施設長は、施設の養育・支援の質の向上のために職員教育や園内研修の充実を図り、自らの専門性向上にも努められていますが、質の向上のための具体的な体制構築までには至っていません。

施設長による職員アンケートが実施され、職員の意見や要望が拾い上げられるような努力がなされています。階層別に各職種の専門性を高めることを目的とした研修会参加も行われています。他方で、養育・支援の向上に向けた施設内の体制が構築されていませんので、今後の取組が望まれます。

② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

○施設長によって経営改善や業務の実効性を高める努力がなされていますが、施設内での具体的な体制構築には至っていません。

法人の運営理念として「職員育成の充実」が掲げられ、そのための組織整備計画が策定されています。ここでは組織的観点から、スーパービジョン体制の確立や家庭支援専門相談員の専任化、里親支援専門相談員の専任配置などが具体的に述べられています。他方、経営改善や業務の実効性を高めるための具体的体制作りが施設内で行われていませんので、今後の取組が望まれます。

2 福祉人材の確保・育成

(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立 し、取組が実施されている。	b

〇「職員体制に関する計画」に施設としての職種毎の人材確保や育成に関する考え方が明記されて います。

優秀な直接処遇職員の確保や厨房職員の非常勤化、事務所職員の配置などについて具体的に計画されています。とりわけ直接処遇職員については、住込み職員と通勤職員のベストミックスが模索され、待遇改善策や働きやすい職場環境づくりへの取組が検討されています。平成28年度中に2人目の家庭支援専門相談員が配置されていることは評価されます。今後は、看護師や職業指導員といった各種加算職員の配置にも積極的に取組み、人員体制のさらなる充実が図られることが望まれます。

② 15 総合的な人事管理が行われている。

k

h

h

〇「人材育成計画」の中に〔組織が求める職員像〕が明記され、施設の就業規則には人事基準が明確化されていますが、職員配置についての不満が職員から出されています。

施設の就業規則に定められた人事基準に基づいた人事管理が行われています。6項目にわたる 〔組織が求める職員像〕によって、施設職員にとってのあるべき姿が明らかにされています。他 方、職員配置について、「毎年の決定方法が異なる」、「時期的にギリギリに決定される」といっ た職員の不満も表出していますので、何らかの対策を講じる必要性が認められます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

○施設長が行う個別面談は職員の様々な要望を聴取するだけでなく、施設長自身の考え方を伝える場ともなっており、より働きやすい職場づくりに取組まれていますが、課題も見られます。

個別面談を通じた職員の就業状況や意向の把握がなされていますが、指導員と保育士の格差や住込み職員と通勤職員の格差を指摘する厳しい声が複数職員から聞こえてきます。働きやすい職場づくりのためには、職員の不公平感を解消することが必要であると考えられますので、今後の積極的な取組が求められます。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

С

〇 [施設が求める職員像] が明らかにされた上で施設長による個別面談は実施されていますが、職員一人ひとりの目標設定がなされていませんので、目標達成度の確認も行うことができていません。

職員一人ひとりの具体的な目標設定を行うことが求められます。その上で、目標についての進捗状況を確認するための中間面接、目標達成度を確認するための年度当初や年度末面接の実施が必要となります。平成28年度にはスーパービジョン研修会への参加実績があり、今後のスーパービジョン体制の構築が望まれます。

18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・ 研修が実施されている。

〇「人材育成計画」と[人材育成の基本方針]が策定された上で教育や研修が行われていますが、 課題も見られます。

「人材育成計画」には子どもの最善の利益の実現を目指すことを使命として、10項目にわたる職 員倫理綱領が明記されています。{人材育成の基本方針]は、施設長、基幹的職員、中堅職員、そ の他の職員に分けられて、施設が求めるそれぞれのスキルや心構えなどが明文化されています。今 後は、定期的な計画の評価と見直しが行われることが望まれます。

職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

〇職員研修計画が策定された上で、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修などの機会が確保さ れ、職員一人ひとりの教育。研修の機会が確保されています。

年度毎の職員研修一覧表を見ても豊富な研修会参加が認められ、研修機会の多さを評価する職員 の声も寄せられています。他方、「OJT」の意味を理解していない職員も見られますので、職員会 議などの機会を用いて周知が図られることが望まれます。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

> 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体 制を整備し、積極的な取組をしている。

〇「職場実習規程」が策定され、実習生などの養育・支援に関わる専門職の研修・育成についての 体制整備がなされています。平成27年度には、延べ38名の実習生の受入実績が確認されました。

「職場実習規程」には、実習先の開拓や実習生との連携、実習後の支援などについての規定が設 けられています。さらに、「実習生受け入れ基本姿勢」や「実習オリエンテーション」「実習プロ グラム」が策定され、保育士や社会福祉士といった専門職の特性に配慮したプログラムが用意され ています。平成27年度には、NPO法人「ぶなの木の会」を通じたタイ国タマサート大学社会福祉学 部の学生の受入実績もあります。今後は、実習指導者に対する研修の実施にも取組まれることが望 まれます。

運営の透明性の確保 3

運営の透明性を確保するための取組が行われている。 (1)

第三者 評価結果

h

h

b

21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

〇施設運営の透明性を確保する観点から、ホームページによる情報開示が積極的に行われ、更新作 業も欠かさず行われています。また、「童園だより」や「風見鶏通信」といった施設の広報誌も定 期的に発行されています。

ホームページには、法人並びに施設の理念や基本方針のほか、事業報告や決算報告、苦情解決結 果、諸規程などが網羅された情報開示が行われており、地域小規模児童養護施設「さざんか」の開 設についても周知されています。一方、施設の広報誌である「童園だより」には、平成28年度熊本 地震の被害状況などのトピックな情報についてのタイムリーな開示が心掛けられています。

> (2) 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われ ている。

○施設の経理規程や経理規程細則などの諸規程が整備され、事務や経理等に関する職務分掌につい ても職務分担表に明記されています。

施設の経理規程のほか、「預かり金等管理規程」や「児童手当等の貯蓄に係る管理規程」も整備 され、これらのルールが職員などに周囲されています。毎月、施設において、顧問税理士による会 計チェックが実施され、年度末には監事監査も実施されています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者 評価結果

(1) 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

h

〇子どもと地域との交流を広げる観点から様々な地域行事に積極的に参加され、施設の基本方針に もその取組について表明されています。

校区社協のふれあい弁当への全面的協力やサマーフェスティバルin童園やクリスマス会といった地域交流行事参加が積極的に行われるだけでなく、施設のホールや会議室の無償提供などによる地域に開かれた施設作りが意図されています。法人理事会には多数の地域関係者が役員として参加する一方で、法人理事長や施設職員も積極的に地域団体の役員を務めることによって地域社会との良好な関係作りが重視されています。学校の友人などが施設へ遊びに来る機会もあるとのことですが、今後はさらに遊びに来やすい環境づくりに取組まれることが期待されます。

② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

〇ボランティアなどの受入れに対する基本姿勢は明確化され、学校教育にも十分な協力が行われて います。

「ボランティア受け入れ基本姿勢」や「ボランティアを希望される方への対応マニュアル」が明文化されるほか、ボランティア申込書やボランティアの受入記録も整備されており、ボランティア団体「三〇会」による海水浴等の行事ボランティアや学習指導等の多種多様なボランティア活動が行われています。一方、施設の基本姿勢には、地域行事のみならず学校行事への参加と協力を通じて、施設と学校、施設と地域との距離を縮めて相互理解に努める旨が明記されています。今後、ボランティアに対する研修や支援に積極的に取組まれることが期待されます。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

① 25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確に し、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

○地域として必要な社会資源が明確にされた上で、関係諸機関との連携が図られています。

校区の自治協議会をはじめとして、社会福祉協議会、まちづくりの会、民生・児童委員協議会などの関係機関との積極的な連携が図られ、これらに関する情報は職員会議などで周知され、共有化が図られています。平成28年度4月に発生した熊本地震の影響で実施が見送られましたが、新学期の家庭訪問や夏休期間中の3者面談などの機会も設けられています。今後、地域社会における関係諸機関が有する共通の問題や課題の解決に向けて、具体的に取組まれることが期待されます。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

① 26 施設が有する機能を地域に還元している。

b

b

〇必要に応じて施設ホールを貸し出すなどの、施設の有する機能が地域に還元されています。 地域の老人会や「ぶなの木の会」などの会合の際に施設のホールが貸し出されています。また、 ふれあい弁当への協力や災害時の炊き出しなどへの協力も積極的に行われていますが、平成28年度 の熊本地震の際には、施設自体が被災して危険な場所となってしまったために、地域貢献ができな かったことを反省する声が職員から聞かれました。今後、施設の専門性を活かした相談支援事業な どの支援活動が、地域住民を対象として行われることが望まれます。

② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。

○地域の福祉ニーズが的確に把握され、公益的な事業が行われています。

虐待のひとつの背景として、核家族化や人間同士の繋がりの希薄化など子育てしづらい状況があることに鑑みて、地域のすべての児童家庭を対象としたショートステイやトワイライトステイなどの地域における子育て支援事業に積極的に取組まれており、このことが施設の基本方針にも明記されています。今後、長年にわたる施設運営を通じて培った様々な経験をベースとして、地域住民に対する積極的な相談事業への取組などが期待されます。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者 評価結果

h

h

) 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつ ための取組を行っている。

〇施設の基本理念には「子どもたちの最善の利益を基本として養護を行う」旨が明記されており、 子どもを尊重した養育・支援に取組まれています。

従来の「収容保護」を中心とした養育・支援から、子どもの最善の利益の実現に向けた被虐待児などのスペシャル・ニーズへの対応や地域の子育て家庭支援など『児童家庭支援』のための施設としての役割も果たすべく各種事業に取組まれています。また、{職員倫理綱領}を毎月の職員会議で朗読することを通じて、子どもの生命と人権を守り、育むとともに、子どもの最善の利益の実現を目指すことが使命であることを再認識されています。今後、上述の基本姿勢が反映された養育・支援の標準的実施方法の確立が望まれます。

(2) 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援 の実施が行われている。

○「利用者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル」が整備され、通信や面会、生活場面などにおいて子どものプライバシーが保護されるように養育・支援が行われています。

子どものプライバシー保護だけでなく、「被措置児童虐待等届出・通告制度に係る対応マニュアル」によって虐待防止が徹底されています。一方、子どもたちには「意見や要望がある人へ」というふりがなつきの文書が配布され、プライバシー保護並びに権利擁護に関する施設の取組が周知されています。今後、保護者などに対する同様の周知も図られることが望まれます。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

b

b

а

○施設の基本理念や養育・支援の具体的内容、施設の特性等を紹介した、ふりがなつきの資料「生活のしおり」が作成され、子どもたちに配布されています。

標記の資料には、子どもの権利擁護について書かれた冊子である「新しい生活のはじまり」の紹介や各ホームに備え付けられた意見箱についての詳しい説明も記載されています。巻末には、職員の手書きイラストを用いて視覚に訴えることのできるガイドも添付されています。「生活のしおり」にページ番号が追加されると、説明の際に役立つのではないかと考えられます。他方、虐待などによって保護者の同意が得られないケースにおいては、当該保護者に対して入所施設についての情報を提供することができず、施設が保護者に接触することが不可能であるため、保護者への説明自体が困難となっているのが現状です。

② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりや すく説明している。

○養育並びに支援の開始・過程においては、子どもに対するわかりやすい説明が心掛けられていますが、保護者等への説明には課題があります。

「生活のしおり」を用いて、子どもたちに対してわかりやすく説明されています。他方、「保護者等への説明は行われているが、同意を得た上で、必ずしもその内容が書面で残されているわけではない」との職員の指摘が見られます。現実には困難を伴うケースが少なくないことでしょうが、保護者対応に取組むにあたっての何らかの工夫が必要であると考えられます。

③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

○家庭支援専門相談員が中心となって、養育並びに支援の継続性には十分配慮されています。

家庭支援専門相談員が児童相談所の担当者と相談後、早期の家庭復帰支援計画が策定され、その過程が家庭復帰支援実施報告書の中に詳細に記録されています。家庭支援専門相談員は、必要に応じて家庭訪問を実施するほか、面接記録の作成、児童相談所との連絡調整などで専門性を発揮しています。また、「措置変更による引き継ぎ書類」や「家庭引き取りに伴う引き継ぎ文書」が作成されています。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者 評価結果

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

b

○「生活のしおり」の中に、子どもの意見や要望がある時の仕組みについてフローチャートが図示されています。

意見箱の利用のみならず、子ども自身の意見を施設職員に伝える際の仕組みが明示されています。平成27年度における子どもたちからの投書は児童間のトラブル等について書かれており、述べ233件に上っています。これらすべては、苦情処理委員会に報告後、第三者委員の意見が聴取され、内容に応じて毎月1回実施されるホーム長会や全体会での説明や指導、児童への個別指導の実施などが行われています。今後、子どもが参画できる検討会議の設置が望まれます。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

а

〇苦情解決システムについての掲示物が各ホームに掲示され、苦情解決の仕組が確立されています。 す。

苦情解決システムには、苦情受付担当者並びに苦情解決責任者、第三者委員それぞれの氏名並びに連絡先が明記されています。苦情解決委員会規程が整備された上で、毎年度の9月と3月に当該委員会が開催され、議事録も作成・保管されており、年度末には苦情解決結果が公表されています。当該結果はホームページ上でも閲覧することができます。また、「苦情解決体制について」という文書には苦情解決の流れが詳細に説明されており、施設で解決できない苦情についての申し立て窓口の連絡先も明記されています。さらに、苦情内容についての受付記録と解決に至る過程の記録が整備され、適切に保管されています。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

b

〇子どもが意見などを述べやすい環境整備に取組まれており、そのことが子どもたちに周知されています。

各ホームへの意見箱の設置のほか、「生活のしおり」には「もし、何か嫌なこと・してほしいことがあったら…」という場面での施設の相談援助体制がわかりやすく説明されています。意見箱を利用する場合には、匿名での投書が可能である旨も説明されています。他方、「意見を述べやすいスペースは確保されていない」という職員の声も聞かれますので、今後の改善が望まれます。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

○「苦情・要望などの申出窓口について」が配布され、時系列での対応策が明確化されていますが、課題も見られます。

苦情解決への対応策としては、①苦情・要望の受付、②苦情・要望の連絡・確認、③話し合い、 ④記録・報告、⑤公表という流れが明らかにされています。子どもの要望などに応えることができない場合には、全体会などの場を利用して、施設長が子どもたちにその理由を説明しています。今後、対応策の定期的な見直しに取組まれることが望まれます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者 評価結果

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

〇「危機予防・対応マニュアル」が整備された上で安全委員会が設置され、安全委員がヒヤリハットの記録や毎月の安全管理点検表の作成に取組んでいます。

標記のマニュアルには様々なケースのもとでの具体的な対応策が明記されています。また「児童福祉施設における危機とリスクマネジメント」が作成され、事故予防や適切な初期対応について説明されています。他方、上述の通り安全委員は配置されていますが、リスクマネジメントに関する責任者は職務分担表で確認することができませんでしたので、体制整備に取組まれることが望まれます。

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

〇感染症対策の研修会に積極的に参加され、施設全体で感染症の予防と発生時の迅速な対応が図られています。

研修会への参加を通じて各職員のスキルアップを図りつつ、共有タオルを使用しないことや各手洗い場に石鹸を準備することなどの実践が見られます。他方、感染症対策についての責任と役割が明確にされた管理体制整備に至っておらず、対応マニュアルなどの定期的な見直しも行われていませんので、今後の取組が望まれます。

③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

〇原則として毎月1回、火災や地震を想定した避難訓練が実施されているほか、防犯訓練も実施された上で実施記録が整備されており、災害時における子どもの安全確保のための組織的取組が行われています。

避難訓練実施のみならず、緊急時給食提供マニュアルが作例され、食料や飲料水の備蓄、緊急時の献立などについて十分な対策が講じられています。また、平成28年4月に発生した熊本地震の後、施設内外の危険個所の再確認も行われ、安全管理に努められています。他方、施設の子ども並びに職員の迅速な安否確認方法が確立されていませんので、早急な取組が求められます。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

第三者 評価結果

h

b

① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

h

○直接処遇にあたる児童指導員並びに保育士の1日の勤務内容が時系列で明記され、ケアマニュアルのチェックリストも作成されています。

標記の勤務内容表における「留意事項」欄の記述内容がマニュアルに相当する部分と捉えられますが、ややわかりづらいもととなっています。また、これに関連したケアマニュアルのチェックリストが作成されています。施設での養育・支援については、必要に応じてベテラン職員による新人職員に対する現場での指導が行われています。今後、これに関連したスーパービジョン体制の構築も不可欠であると考えられます。

② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

○養育・支援について、施設としての標準的実施方法の見直しに取組まれている場面も見られます が、当該方法の検証や見直し方法の明文化などに課題が伺えます。

養育・支援についての標準的方法が整備されたのち、当該方法についての検証方法や見直し方法が確立されるように取組まれることが望まれます。この際、職員や子どもからの意見や要望、提案などが適切に反映されることが期待されます。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

〇各ホームの担当者が自立支援計画策定の責任者を務め、ホーム単位でのケース検討会も実施されています。

統一様式の児童アセスメント票が使用され、自立支援計画の策定は施設長、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員、心理担当職員、指導員、保育士などの様々な職種の関係職員の横断的合議によって行われていますが、子どもの意向把握と同意を含んだ手順は定められておりませんので、今後の取組が求められます。

(2)

43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

b

〇原則として1学期に1回、自立支援計画の評価並びに見直しが行われていますが、当該計画を緊急に変更する場合の仕組みが整備されていることを確認することはできませんでした。

自立支援計画の見直しについての検討時期や検討会議への参加職種、子どもの意向調査並びに同意を得るための手順などを包括的に整備されることが望まれます。また、当該計画を緊急に変更する場合の仕組みも未整備ですので、今後の積極的な取組が望まれます。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、 職員間で共有化さている。

b セント

○子どもに関する養育並びに支援の実施状況が適切に記録され、職員間での共有化が図られています。

ホーム毎の養護記録、指導員日誌、個人別育成期録などの記録が担当職員によって詳細に記録されており、様々な情報の共有化は日々の連絡会を利用して行われています。児童の記録は園長室に保管されており、希望する職員はその場所で閲覧することができています。現在は事務室と心理室のみ、ネットワークシステムが構築されていますが、将来的には全ホームのネットワーク化が行われる予定となっています。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

〇法人の運営理念のひとつである「コンプライアンス(法令遵守)の徹底」に基づき、「利用者の プライバシー保護に関する規定・マニュアル」が策定されているほか、管理規程第17条で「秘密の 保持」、就業規則第5条で「職員の個人情報及び特定個人情報保護」がそれぞれ規定され、職員は 個人情報保護を遵守しています。

幾つもの規程が整備され、子どもに関する記録の管理体制は確立されていますが、職務分担表に は記録管理の責任者である施設長の職務として記載されていませんので、改善が望まれます。

内容評価基準(41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

第三者 評価結果

① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。

b

h

〇主に毎日のホーム会にて子どもとのやり取りを振り返り、職員間の検証機会が設けられています。子どもの養育や成長にとって何が最善の利益か心理療法担当職員も参加の上、全体的な子ども の成長の把握への気配りが見られます。

必要に応じたスーパービジョン(心理療法担当職員を含む)の環境を整えることへの改善が望まれます。また、子どもたちへの定期的なアンケートが行われていませんので、今後の取組が求められます。

② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。

〇出生や生い立ち、家族の状況については、子どもの知りたいという気持ちを尊重し対応しています。

子どもからの要望があった場合、伝え方や内容等については、「利用者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル」に沿って、職員会議等が実施され、児童相談所との十分な連携の上、状況に合わせた慎重な個別対応がなされています。また、事実を伝えた後は、心理療法担当職員、家庭支援専門員を中心とした適切なフォローが実施されています。

今後は、子どもからの要望があった場合のみではなく、子どもの発達段階に応じて、適切に事実 を伝える必要がある場合も考慮した対応について、定期的な研修への取組が望まれます。

(2) 権利についての説明

① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。

b

〇入所時に児童相談所から権利ノートが一人ひとりに渡され、それに基づいて職員が権利について 説明をされています。さらに施設でも「生活のしおり」を配布し、子どもの権利についての説明が あり、子どもでも分かりやすいようにイラストを使用した説明となっています。また、人権学習・ CAPプログラムも実施されています。

なお、職員の自己評価によりますと、「学習機会が定期的ではない」との意見が出ていますので、今後は、子どもと職員が共に日常生活を振り返る機会として、子ども参画の定期的な子どもの権利に関する学習会の実施が望まれます。

(3) 他者の尊重

① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。

а

〇高校生による自主的な町内清掃・園内清掃が行われており、その姿を見て小学生も参加するという子ども同士で協力し合うという姿が見られます。日常の子ども間でのトラブルについては、子ども同士で関係修復できるように職員の見守りができています。また、卒園生で結成されている後援会での交流を通して、様々な生活体験に触れ合う機会も設けられています。

なお、施設の小規模化・ユニット化が進むに従い、子どもと職員とが触れ合う機会が増えていますが、同年代との生活が多くなっていますので、今後は年下への思いやり・障害を持っている子への気遣い等を身に付けることができるような支援が必要になると考えられます。

(4) 被措置児童等虐待対応

① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

а

h

〇就業規則・管理規程に体罰等の禁止が明記され、被措置児童虐待等届出・通告制度に係る対応マ ニュアルも整備され適切な対応が行われています。

職員への周知徹底のために、具体的な例を用いた対応についての統一が図られています。また、外部講師によるCAP研修も実施されており、第三者委員や児童相談所への通告等についても、職員全員が所持する職員業務必携に掲載されています。ただ、職員の自己評価では、「勉強会の回数を増やしてほしい」との要望もありましたので、今後は、定期的な勉強会を園内研修に盛り込み、更なる研修の充実を図られることを期待いたします。

② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

〇管理規程に「懲戒権の濫用禁止」、「施設内の虐待禁止」が規定され、接遇及びセクシャルハラ スメント防止等のマニュアルも整備されています。

体罰を伴わない援助についての工夫も具体的な事例を加えて明記されています。施設の小規模化により、リビング等での子どもと職員とのコミュニケーションがより取れるようになっており、各ホームでの不適切な対応が発生しにくい環境になっています。なお、子どもも職員もCAP研修会への参加があり、体罰を必要としない支援技術の習得の取組の姿が見られます。

ただ、職員の自己評価では「子どもによっての受け止め方の違いに戸惑っている」との声も上がっていますので、今後、子ども参画の研修・ケース報告等による学習が定期的に開催されることが望まれます。

③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

h

〇被措置児童等虐待の届出・通告制度のマニュアルが整備されていますが、その周知について課題 が伺われます。

意見・要望の解決の流れについては詳細に入所時に配布される「生活のしおり」に明記し、流れについても掲示されており、子ども自らが訴えることができるように配慮されていますが、子どもが日常的に活用できる状況にはありません。今後、制度等の定期的な説明・周知が望まれます。また、「被虐待児童等対応マニュアル」も整備されていますが、職員が日常的に活用できるように周知されることが望まれます。

(5) 思想や信教の自由の保障

① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。

а

○施設において特定の宗教的活動を強要することはなく、個々の宗教活動は十分に尊重されています。

子どもや保護者の思想・信教の自由を尊重する姿勢を大切にすることについて、常日頃より職員全体で共有しています。

(6) こどもの意向や主体性への配慮

① A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。

〇施設入所時に「生活のしおり」「権利ノート」を用いて説明されており、施設全体で統一した受け入れ態勢ができています。

児童相談所と協議を行うことで、子どもの過去の生活状況等を把握されています。また、入所前に施設訪問・施設見学が実施され、子どもの不安解消に努め、自然に生活が始められるように配慮されています。なお、分離体験からの回復に関する課題への具体的な取組や入所の相談から新しい生活が始まるまでの子どもや保護者等への対応への手順の見直しを定期的に実施されることが望まれます。

② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。

○基本となる生活日課や生活プログラムが作成されており、各ホームのリビング等で自然な話し合いが行われています。

なお、子どもと職員が互いに自然に会話する中から生活改善に向けた取組がなされていますので、その会話についての記録を通してさらなる改善につなげる取組が期待されます。

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活

① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。

b

а

b

〇ゲーム、TV等の使用については、子どもたちとの話し合いで決定されています。図書の閲覧室も開放され、パソコン室も職員の許可を受けた上での使用が可能となっています。個人で参加したい活動 (クラブ、部活等)は子どもの意見が尊重され、年間の各行事、地域活動についても、自由に主体的に参加活動できるよう配慮されています。

② A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。

b

〇子どもの発達段階に応じて、職員が一緒に買い物に行ったり、本人のみで買い物に行ったりと自己管理ができるよう金銭感覚の育成に努められています。小遣いの金額は発達段階に応じて決められており、小遣い帳の確認もされています。児童手当等については、子どもに合わせた適切な使用としてほとんど貯蓄となっております。今後は自立を控えた子ども等に対して、一定の生活費の範囲で生活することを学ぶプログラムの作成について検討されることが望まれます。

(8) 継続性とアフターケア

① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っている。

a

〇児童相談所との協議を綿密に実施し、家庭支援専門員が中心となり、家庭訪問等を実施した上での引き取りの訓練を実施されています。家庭支援専門員が親子面談室で話し合いを実施したり、面会・外泊・個別部屋での親との寝泊りを実施したりと、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう、事前の親子関係の構築に努められています。家庭復帰後も相談窓口として、児童相談所や家庭支援専門員の存在についての説明が実施されており、相談内容についても多数記録されています。

② A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続 や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。

а

〇個々のニーズに沿った児童記録や自立支援計画が整備され、ケース検討会が実施されています。 また、卒園後のケアについては児童相談所との連携ができています。本人・家族からの情報等で問 題が把握できた場合(離職等)には、園で生活をする中で把握し、支援を実施されています。必要 に応じて措置継続を実施するという適切な支援にも努められています。 ③ A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービング ケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

〇子どもの個人記録により子どものニーズの把握ができており、家庭支援専門員と主任児童指導員 との三者面談も実施され、子どもの希望に沿った生活ができるようにリーピングケアに取組まれて います。また、退所者の状況把握についての記録は相談者の来園時の様子が記載されています。

なお、現在、退所者が集まる新年会が開催されていますが、今後、さらに退所者の交流の機会が増えることで、積極的に退所者状況を把握されることを期待いたします。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本第三者
評価結果① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け
止めている。b

○毎日のホーム毎のホーム会議において、子どもたちの些細なことでも、その都度、職員会議で検討し、情報は職員全体で共有されています。

ただ、子どもへのアンケート様式は整備されていますが、実施されていませんので、定期的に実施し、今以上に子どもたちの感情を理解する取組が望まれます。

② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを 通してなされるよう養育・支援している。

〇住込み職員の配置があり、子どもと共に日常生活を構築されています。平成27年7月より地域小規模児童養護施設「さざんか」が設置され、また、ホームの小規模化も進み、家庭的な環境の整備が進んでいます。そのことにより、リビング等に集まる時間が多くなり、子ども同士や職員と触れ合う時間の確保が自然にできています。夜間に目が覚めた子どもが再び眠れるように添い寝をしたり、トイレ誘導を行ったりと、夜間でも子どもの動向及び大人の存在を感じることができるような職員の配置がなされています。

③ A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自 ら判断し行動することを保障している。

〇見守りをしながら、面接等で子どもの状況把握に努められていることは子どもへのアンケート結果から伺えます。

職員の配置等で、平成29年度には職員の増員が検討されているため、より効果的な子どもの見守りが行われることが期待されます。

④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。

〇個別支援計画が作成され、特に障害児(支援学級在席児)等については、心理療法担当職員を中心としたプログラムが作成され、発達段階に応じた学びや遊びが実践されています。職員の自己評価によると、「単発的なボランティアが多い」という意見があり、現在はボランティアの活用がなされていません。今後は職員だけでなく、広く資源(ボランティア等)を活用できるような取組が望まれます。

⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、 社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

b

а

b

〇日常生活の基本は、「生活のしおり」で説明されており、各ホームそれぞれ家庭的な雰囲気を大切にされています。施設の小規模化、ユニット化も進んでいるため、子どもを交えた話し合いの時間(リビングで過ごす時間等) も増えています。

ただ、ホームで話し合った約束・ルール、学校や災害について情報等の掲示がありません。掲示することで、より施設生活や社会生活の規範などの学びになると考えられます。

(2) 食生活

① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。

○各ホームでの食事となり、より温かい食事の提供が実施されています。各ホームのリビングには炊飯器、電子レンジ等の設置がされており、部活等で遅くなる子どもへも配慮がなされています。 リビングで過ごす時間が増え、家庭的な楽しい時間を過ごすことができています。子どもからのアンケートにも「食事が楽しい」という声が上がっています。また、誕生日外食やスポーツ大会等の外食の機会も設けられ、家庭的な雰囲気作りに努められています。

② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。

8

〇子どもへの食事についてのアンケートが実施され、一つ一つ栄養士による回答がなされています。栄養士も一緒に食事をとり、栄養士が自分の目で直接子どもの嗜好や健康状態を把握するよう 努められています。また、必要に応じて、アレルギー検査も病院で実施されています。

今後は食育の面からも子ども・職員への献立についての勉強会等の開催が望まれます。

③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。

b

○食習慣・食事のマナーについて習得できるようその都度支援されています。郷土料理等について も献立に盛り込まれています。今後は、日々提供されている食事についての献立、食品分類、一日 の必要栄養量などの食育としての正しい知識指導が望まれます。

また、職員の自己評価では「買い物等での食材購入の機会が少ない」との意見がありましたので、日々の食事に使用される食材の購入を通して、材料選びの機会を設ける取組が望まれます。

(3) 衣生活

 $\overline{1}$

(1)

A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。

а

〇中学生からアイロンかけ、洗濯を個人で行うよう促されており、職員も必要に応じて指導されています。TPO(時と場所と場合)に合わせた適切な身だしなみができるよう、子ども一人ひとりに十分な衣類が提供されています。中学生以上になると衣類購入は自分で選択できるようになっており、個人の好みを尊重されています。また、各部屋の衣類もきちんと整理整頓されています。

(4) 住生活

A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。

2

〇環境の整備への配慮は行き届いています。室内は個人の好みであるポスター、イラスト、キャラクター等が飾られ、個性が伺われる居室となっています。リビングの共有スペースは清潔にされており、家庭的な雰囲気を尊重されています。トイレ、洗面所においては年齢に応じて使いやすいように配慮されており、設備・家具什器等も清潔を保たれています。

② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。

а

○子どもたちが安全・安心を感じ、くつろぐことができるよう生活場所に配慮されています。 子ども一人ひとりの居室は、本人の個性が溢れる居室となっています。リビングや居室では家庭 的な雰囲気が尊重され、年少児の居室は職員の目が行き届くように配置されています。小規模グ ループでの養育に配慮されており、また、平成28年7月に開設された小規模児童養護施設「さざん か」では特に家庭的な雰囲気づくりに努力されています。

(5) 健康と安全

① A27 発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について 自己管理ができるよう支援している。

г

〇子どもの睡眠時間が遅くなった場合は理由等を把握し、常に会話をしながら支援が行われています。衛生面では特に寝具等の清掃は職員が一緒に行うことで、子どもの理解を図り、自己管理がで きるよう支援されています。

感染症防止の為、うがいや手洗い等の必要性について、掲示物等で子どもへの周知を図られています。交通ルールについては交通量が激しい場所に園が設置されているため、低学年は高学年の子どもと一緒に登校するよう配慮されています。

② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を 管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

〇医療機関とは常に連携ができています。医療機関からの健康に関する研修や講話も実施されています。必要な投薬については子どもにも投薬の必要性についての説明が行われています。担当職員が投薬の確認をし、投薬チェック表に記載されています。心身の健康面では、心理療法担当職員と打ち合わせをし、個別面談が実施されています。面談の実施後は記録とともに保育の方法や観察が必要な点などの指示がなされており、心理療法担当職員と職員間の子どもの健康面についての情報共有に努められています。今後、職員間での医療や健康に関しての学習会が充実できるように、看護師の配置の実現に期待いたします。

(6) 性に関する教育

① A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育 てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

b

〇施設内で「性教育委員会」を立ち上げ、職員等への研修を実施しています。特に支援が必要な子 どもには心理療法担当職員との打ち合わせを実施した上での支援が実施されています。日ごろより 担当職員が見守りを行い、相談がしやすいよう努めています。性的行動への対応マニュアルが整備 され、個別対応となっています

今後は、性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢・発達に応じたカリキュラムの整備と、性教育についての正しい勉強会の実施を職員及び子どもの参画の上で定期的に実施されることを期待いたします。

(7) 自己領域の確保

① A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。

b

〇週刊誌等、個人の好みのものを購入することが可能となっています。箸やコップ等、個人での所有ができるよう配慮されており、個人の嗜好が大切にされています。低学年になると、職員が一緒に買い物に同行し、子どもが好むものを購入できる機会が設けられています。また、各個人の居室にはタンス、机等が整備されています。なお、学校で使用する物は施設名がわからないように配慮されています。

職員の自己評価では、字が読めない子どもへの配慮が不足との意見がありましたので、今後は、 イラストを導入する等の取組に期待いたします。

② A31 成長の記録 (アルバム等) が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。

а

〇月ごとに広報の担当者が決められ、子ども一人ひとりの成長アルバムを作成されています。また、誕生月に1年分の写真をアルバムにまとめて渡し、保育士もそれぞれ思いの詰まったアルバムを作成しています。アルバムは子どもと一緒に自由に見ることができ、いつでも成長を振りかえることができるようになっています。卒園時にはアルバムやCD-Rに画像をまとめて渡されています。

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応

① A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

〇子どもの暴力・不適応行動があった場合は、職員全体で問題を周知し、見守りを実施されており、児童相談所等の関係機関との協議を持ちながら、問題解決に努めています。また、遊戯室という癒しの場での心理療法担当職員の関わりがあり、問題行動の軽減に努めています。問題行動が起きた場合の対応等については、マニュアルが作成されており、職員が研修会にも参加されています。

職員の自己評価において、「暴力を受けた職員への配慮不足」がありました。暴力を受けた職員 への配慮を含めてマニュアルの周知が望まれます。

② A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

〇子どもにCAP研修の受講を促し、人権に対する子どもの意識向上が図られています。各ホーム 編成には子どもたちの関係性や職員との相性も考慮されています。いじめが発覚した場合は「子ど も同士の暴力・いじめ・差別問題に係わる対応マニュアル」に沿って、施設長を中心として解決に 努められています。

職員の自己評価では職員の配置、勤務形態の見直しの要望がありましたので、今後、マニュアルを基本として、定期的な職員間の意見交換の場を設けるなどの取組が望まれます。

③ A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。

○危機予防・対応マニュアルが整備され、強引な引き取りの可能性がある場合や緊急時の対応等は 事前に会議や朝礼で報告され、職員への周知徹底がなされています。また、警察との連携もとられ ています。その後についても心理療法担当職員・担当職員が精神的なケアに努められています。結 果報告も職員間で周知徹底され、再発防止への取組が行われています。

(9) 心理的ケア

① A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

k

b

b

〇心理療法担当職員が配置され、専門性が発揮できるよう努められています。心理療法上、遊戯室・療法室等は居室と雰囲気が変わらないように配慮されています。個人記録に詳細な対応の記録があり、情報の共有に努められています。保護者への助言や援助は児童相談所と連携をとりながら、家庭支援専門員が中心となって行われています。

なお、職員の自己評価には心理療法担当者・家庭支援専門員・職員のスーパービジョンの定期的な開催を望む意見がありました。スーパービジョンの定期的な開催に向けての今後の取組が望まれます。

(10) 学習・進学支援、進路支援等

① A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

連携を持たれ、支援が実施されています。 なお、職員の自己評価では、小学生や学力の低い子どもに対しての学習指導が時間的に不十分 で、ホームごとの差が見られるとの意見がありました。統一した学習指導のマニュアルの整備等が 望まれます。

現在、学習ボランティアの協力が得られていないため、今後、学習ボランティアを募り、低学年 学習指導にも協力を得ることも望まれます。

② A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

〇子どもたちと十分な話し合いを行い、必要な資料の収集や提供、保護者・学校・児童相談所との連携が図られています。また、奨学金など進路決定のための経済的な援助についての情報等の提供 もなされています。さらに卒園児の帰園の折には現況報告を兼ねた話し合いが行われています。

なお、卒園児による後援会が立ち上げられたため、今後、進路決定にあたって、卒園者からの話しを聞く機会が増えることが期待されます。

③ A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験 の拡大に取り組んでいる。

b

〇現在、アルバイトを行っている子どもはいないとのことです。学習塾等で子どもにも時間がなく、少人数の高校生が冬休みに行っているのみとのことで、本人の希望を重視しているとのことです。各種資格取得に対しては本人の希望を尊重し、積極的に取組まれています(漢検・英検・自動車免許)。

社会経験の広がり、お金の大切さ、職務に対する責任の重さ等について実感する意味ではアルバイト経験も必要であると考えられます。職場実習規定も整備されていますので、アルバイト等を実施する必要性を子どもに説明しながら、体験の奨励への取組が望まれます。

(11) 施設と家族との信頼関係づくり

① A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に 応じる体制を確立している。

a

〇入所の際、施設の相談窓口・支援についての紹介や家族と施設、児童相談所とともに子どもの育ちを考えることについての説明が実施されており、信頼関係の構築に努められています。入所後、面会が難しい保護者には電話・手紙等で交流を図りながら、施設全体で家庭との信頼関係の構築に取組まれています。家庭支援専門員の役割は明確化されていますが、主任保育士が兼務となっています。現在、難しいケースを抱えているためとのことであり、将来的には業務分担される予定です。家庭支援専門員と心理療法担当職員との情報共有が密であり、細部にわたった記録の整備がなされています。

(12) 親子関係の再構築支援

① A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

а

○家庭支援専門員・心理療法担当職員を中心として、児童相談所との連携を図り、親子関係の構築に積極的に取組まれています。再構築に繋げられる外泊・面会、家庭訪問等を実施しながら柔軟な対応がなされています。外泊が難しい場合は施設に保護者が宿泊できる設備があり、親子生活訓練の場ともなっています。ケース記録として個人記録に帰宅後の子どもの様子等を含んだ記録が綿密に記載され、子どもの帰宅後の様子等の情報共有化が図られています。

(13) スーパービジョン体制

① A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

h

○各ホームでは、毎日のホーム会がスーパービジョン的役割を果たし、職員間のコミュニケーションをとり、一人で問題を抱え込まないように配慮されていますが、記録の整備が必要と考えられます。 す。基幹的職員の研修参加も実施されています。

職員の自己評価によると、施設の小規模化により他ホームの子どもとの触れ合う機会が少なくなるとの不安がありました。職域の枠を超えた職員全体でのスーパービジョンが定期的に開催されることが望まれます。また、多様な職種によるスーパーバイザーの位置づけも今後必要と考えられます。